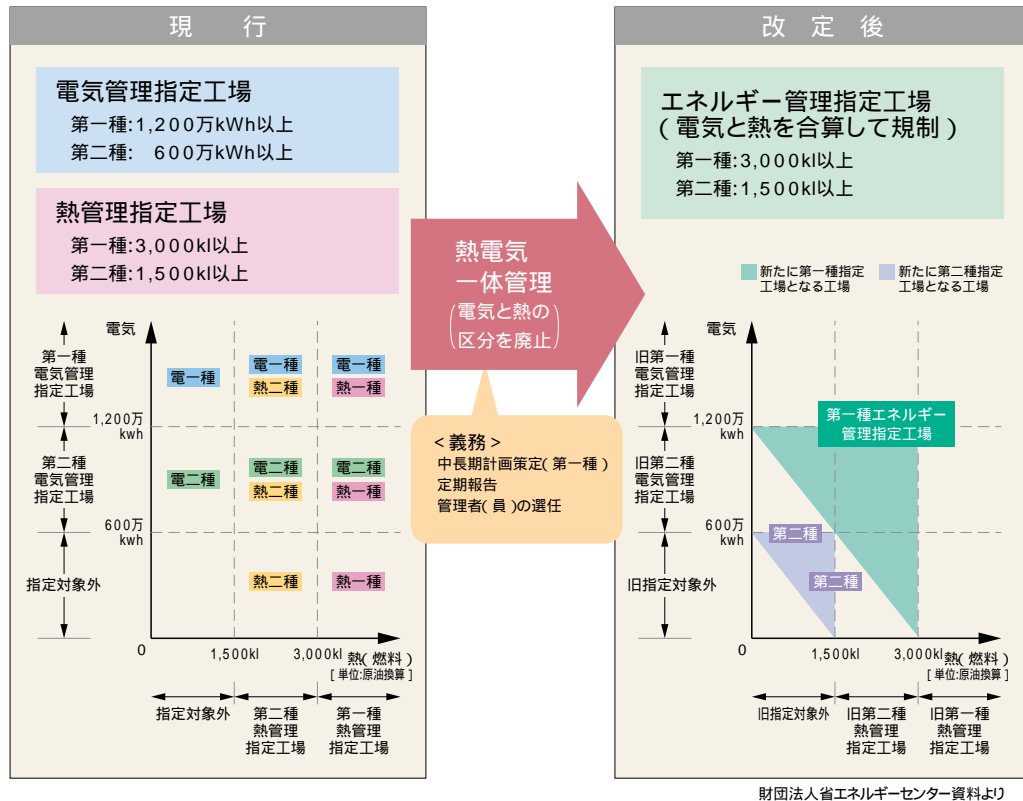


省エネ法

「京都議定書」の発効を受けて、各分野におけるエネルギー使用の合理化を一層進めることを目的として「省エネ法」が改正され、2006年4月に施行されました。

省エネ法の主な改正ポイント

工場事業場に係る措置の改正
従来の電気・熱の区分を廃止、
電気と熱を合算して(原油換算)規制



第一種エネルギー管理指定工場については、電気と熱両方の専門的知識を備えたエネルギー管理士の資格保持者を必要。第二種エネルギー管理指定工場については、電気と熱両方の知識に関する講習を受講したエネルギー管理員を必要。

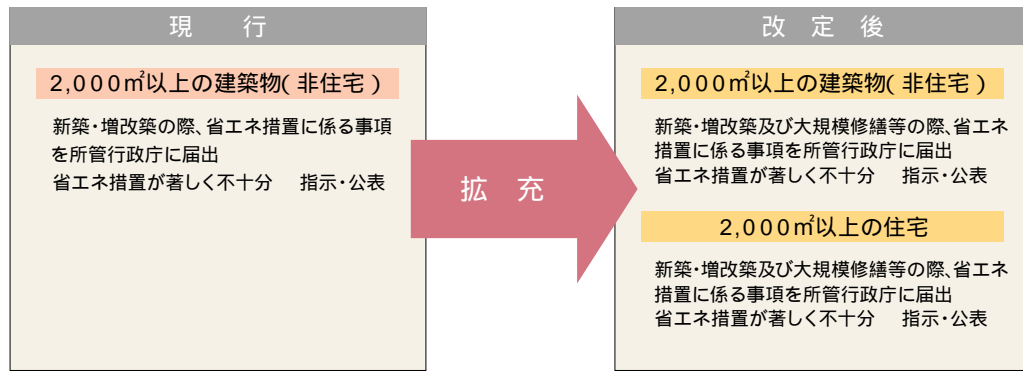
財団法人省エネルギーセンター資料より

[省エネ措置の努力義務]

住宅・建築物に係る措置の改正

ストック対策の強化
一定規模(床面積2,000㎡以上)の非住宅建築物の大規模修繕等を行う者に対して、所管行政庁への省エネ措置の届出を義務付け(現行は、新築・増改築する者に対してのみ義務付け)

住宅に関する対策の強化
一定規模(床面積2,000㎡以上)の住宅についても、非住宅建築物と同様に所管行政庁への省エネ措置の届出を義務付け(現行は、努力義務のみ)



省エネ措置の届出義務(一定規模以上が対象)

上記届出をした者は、届け出た省エネ措置に関する**維持保全の状況**を定期に所管行政庁に報告。(維持保全の状況が著しく不十分な場合は、所管行政庁が勧告)

運輸分野に係る措置(新設)

新たに輸送事業者(貨物・旅客)と荷主を省エネ法の対象とし、輸送分野での省エネ対策を義務付け。(「荷主」:自らの事業に関して自らの貨物を継続して貨物輸送事業者に輸送させる者をいう。)

全業種を対象として、自らの事業活動に伴って貨物輸送を委託している量(自ら輸送している量も含む)が3,000万トンキロ以上の者を、経済産業大臣が特定荷主として指定。
国土交通大臣が、自らの事業活動に伴って、他人又は自らの貨物を輸送している者及び旅客を輸送している者のうち、輸送区分ごとに保有する輸送能力が一基準以上《鉄道300両、トラック200台、バス200台、タクシー350台、船舶2万総トン(総船腹量)、航空9千トン(総最大離陸重量)》である者を特定輸送事業者として指定。

その他の措置

一般消費者が省エネに協力できるよう、事業者による情報提供の努力義務を規定。

省エネ法

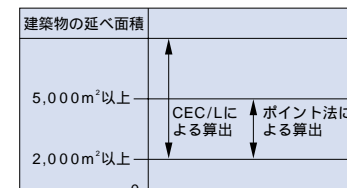
省エネ法の体系

分野	規制対象	業務
工場・事業場	第一種エネルギー管理指定工場 全業種(エネルギー使用量3,000kl/年以上) エネルギー消費原単位年平均1%以上低減努力義務	エネルギー管理者の選任 : 電気と熱両方の専門的知識を備えたエネルギー管理士の資格保持者 中長期計画の提出 定期報告
	第二種エネルギー管理指定工場 全業種(エネルギー使用量1,500kl/年以上) エネルギー消費原単位年平均1%以上低減努力義務	エネルギー管理員の選任 : 電気と熱両方の知識に関する講習を受講したエネルギー管理員 定期報告
住宅・建築物	特定建築物 延べ床面積2,000㎡以上の建築物 (住宅、大規模修繕を含む)	省エネルギー措置の届出 : 電気設備、空調調和設備等に係るエネルギーの効率利用のための措置 定期報告
機械・器具	一定量以上製造又は輸入している者	トップランナー方式 : 省エネルギー基準をエネルギー消費効率が現在商品化されている製品のうち最も優れている性能以上に設定
運輸	特定荷主	計画の提出 定期報告
	特定輸送事業者	中長期計画の提出 定期報告

簡易計算法(ポイント法)

簡易計算法(ポイント法)については、建築主が省エネルギー措置の届出を行う際の判断基準として、現行のCEC/L計算法と簡易計算法(ポイント法)とを選択することができます。
ポイントが100以上の場合、省エネ法基準に適合します。

建築物の延べ面積



評価の方法(例)

評価点(点数の合計)	(A)	25
補正点	(B)	80
ポイント(A)+(B)		105

ポイントが100以上で適合

照明設備の簡易計算法(ポイント法)

項目	配点	得点	措置の概要
(1) 照明器具の照明効率	光源の種類	総合効率 ¹⁾ が100lm/W以上のものを採用	12
		総合効率 ¹⁾ が90lm/W以上100lm/W未満のものを採用	6
	照明器具の器具効率	コンパクト形の蛍光灯ランプ、メタルハライドランプ又は高圧ナトリウムランプを採用	6
		上記に掲げるもの以外	0
下面開放器具		0.9以上	12
		0.8以上0.9未満	6
ルーバ付器具	0.8未満	0	
	0.75以上	12	
	0.6以上0.75未満	6	
	0.6未満	0	
下面カバー付器具	0.6以上	12	
	0.5以上0.6未満	6	
	0.5未満	0	
	上記に掲げるもの以外	0	
(2) 照明設備の制御方法	7つの制御の方法 ²⁾ のうち3つ以上を採用	22	
	7つの制御の方法のうち1つ又は2つを採用	11	
	上記に掲げるもの以外	0	
(3) 照明設備の配置、照度の設定	照明設備の配置、照度の設定	事務室の用途に供する照明区画の面積に対して9割以上に対してTAL方式を採用	22
		事務室の用途に供する照明区画の面積に対して5割以上9割未満に対してTAL方式を採用	11
	室等の形状の選定	上記に掲げるもの以外	0
		室指数が5.0以上	12
		室指数が2.0以上5.0未満	6
	内装仕上げの選定	上記に掲げるもの以外	0
		天井面の反射率が70%以上、かつ、側面の反射率が50%以上、かつ、床面の反射率が10%以上	12
天井面の反射率が70%以上、かつ、側面の反射率が30%以上50%未満、かつ、床面の反射率が10%以上		6	
上記に掲げるもの以外	0		
評価点(点数の合計)		(A)	
補正点		(B)	80
ポイント(A)+(B)			80

*1 総合効率=エネルギー消費効率 *2 7つの制御の方法:カード、センサー等による在室検知制御、明るさ感知による自動点滅制御、適正照度制御、タイムスケジュール制御、昼光利用照明制御、ゾーニング制御及び局所制御のこと